

核燃料物質加工事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

平成26年1月31日に申請しました新規制基準に関する核燃料物質加工事業変更許可申請書の一部について、下記の通り補正申請いたしました。

1. 新規制基準適合のため講じる追加安全対策の反映

(1) 地震による損傷の防止

極めて稀に起こる地震に対しても、大きな事故の誘因とならないよう、建物及び設備・機器の耐震補強を実施します。

(2) 外部からの衝撃による損傷の防止

当社加工施設の立地地点において想定すべき自然現象および外部人為事象を選定し、「竜巻に対しては、公道からの車両飛来を防ぐための防護フェンスや、施設の損傷に伴う飛散を防止する防護ネット（建物の天井部分）の設置」、「外部火災に対しては、水素貯蔵所の周囲に爆風防止の障壁の設置」等の対策を講じます。

(3) 溢水による損傷の防止

溢水源による設備・機器への影響、放射性液体が第1種管理区域外へ流出する可能性について評価した上で、溢水量を抑えるための水系の供給停止措置や、被水・没水に対する設備・機器側の防護対策、堰等による第1種管理区域からの流出防止対策を講じます。

(4) 火災等による損傷の防止

「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド（平成25年10月）」を参考に火災影響評価を行うことにより、施設内の防火壁等が機能を喪失しないことを確認すると共に、火災源が近く難燃材を有する設備・機器に対しては、火災源に遮熱板を設置、または難燃材部分を耐火シートで被覆する等の対策を講じます。

(5) 重大事故等の拡大防止

重大事故に至るおそれのある事故として、転換工場において、 UF_6 が工場外へ漏えいする場合（大気中の水分との反応により生成する UO_2F_2 及びHFを含む）を想定し、飛散抑制のために散水対応を行うことや、工場内で複数箇所において火災が同時発生する場合を想定した消火活動について、必要な実施体制、手順書、資機材等を整備します。

注) UF_6 ：六ふっ化ウラン、 UO_2F_2 ：ふっ化ウラニル、HF：ふっ化水素

2. その他

(1) 放射性固体廃棄物の保管管理の集約化及び保管廃棄能力の増強のため、第1廃棄物倉庫及び第2廃棄物倉庫等を撤去し、廃棄物管理棟を新設します。

(2) 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法や、設計基準事故の影響評価及び安全上重要な施設の有無についてのリスク評価等の記載を充実しました。

以上